

難病に係る医療費助成制度の改善を求める意見書

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から難病に係る新たな医療費助成制度が施行された。

これにより、医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大されたほか、従来は外来と入院の違いによって分けられていた自己負担上限額について、その区別を廃止するなどの改善が行われた一方で、重症患者等の自己負担上限額の引き上げや医療費助成に係る認定要件の追加なども行われた。

厚生労働省は、対象疾病の拡大により、受給者数は、2011年度の約78万人から2015年度には約150万人に倍増すると試算していたが、実際には、2015年度末時点の受給者数は約94万人であり、試算を大きく下回った。

よって、政府においては、難病の患者に対する良質かつ適切な治療の確保及び療養生活の質の維持向上を図り、難病に係る医療費助成制度を改善するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療費助成の対象となる指定難病の患者数に係る要件を緩和すること。
- 2 以下の事項について実施し、新制度導入前の内容とすること。
 - (1) 市町村民税非課税者、重症患者の自己負担や、薬局での保険調剤や訪問看護に係る費用の自己負担を軽減すること。
 - (2) 入院時の食費を負担額限度額内で自己負担とすること。
- 3 難病や小児慢性特定疾病に係る医療費助成の新規申請や更新申請に必要な医師が作成する臨床調査個人票の費用については、認定期間の延長を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び札幌党中山真一議員